

[平成29年 決算審査特別委員会(総務分科会 第2日)]-[09月21日-03号]-P.79

◆委員(織田勝久) まず工事の完了検査の確認について伺いたいと思います。私の地元の有馬第二団地の9号棟の引き渡しは平成28年度末にあったわけです。工事成績評定点は78点となっております。Bランクであります。まちづくり局の主任監督員、総括監督員、さらに財政局の検査員の3人の評定点の平均値がこの値となっているわけです。今回、新しい入居者からの問い合わせが非常に多い案件でありまして、実際に私も出向いて見てみますと、戸袋や押し入れの奥などの目立たない箇所でのコンクリートの表面のでき映えが悪いように感じられたり、また壁紙が汚れているように見えたり、エレベーターの乗り口周辺の舗装がすぐにはがれて、その破片がエレベーターの溝にたまってエレベーターの扉が閉まらなくなったりと、新規で引き渡された割にはどうも疑問を感じる箇所が多かったという印象を実際私も持ったわけです。そこで、検査体制について調査をかけたところですが、工事成績評定書には評価者の氏名、評価者ごとの評定点なども記載されていることから非開示ということでありました。今回は検査制度全体について質問をしてみたいと思います。まず、平成28年度に財政局検査課が検査対象とした本市請負工事対象件数は1,609件です。川崎市請負工事成績評定要領に基づいて評定対象工事となっているのは859件です。評定対象外の750件の検査実態について伺います。また、評定対象外の検査において課題があれば伺います。次に、要領の第2条では、評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事となっております。原則500万円としている理由と、500万円以下で成績評定を行った例があるのか伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 工事検査についての御質問でございますが、工事成績評定対象外の750件の工事につきましては、小規模な維持補修工事及び改良工事が主な内容となっておりますので、工事成績評定の対象外としておりますが、これらの工事につきましても完了検査は実施しており、工事の品質などへの影響はないものと考えております。工事成績評定につきましては、小規模な工事は受注者間の技術力の差が評定点に反映されにくいことなどから、川崎市請負工事成績評定要領に基づき、請負金額500万円以上の工事を対象としているところでございます。なお、現在までに500万円未満の工事において評定を行った事例はございません。以上でございます。

◆織田勝久 委員 評定対象工事の評定点の区分を見ますと、Dランク、これは55点から64点という範囲であります。これが9件、約1%あるわけです。これは、Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事とされているわけでありまして、請負工事を引き取らないということはないとのことでありましてけれども、Dランクの課題について、さらに今後改善すべき課題とは何か、具体的に伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 Dランクについての御質問でございますが、Dランクとなった主な理由につきましては、施工中にガス管等の切断事故が発生したもの、コンクリートの表面のできばえが悪かったもの、受注者の施工体制に不備があり、工程管理、施工管理などが不足していたもの、近隣住民への対応の不足及び監督員への報告が遅延したものなどで

あり、指摘事項につきましては工事成績採点表に記録をしております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 とりあえずしっかり、内部にはなりますけれども、記録に残していただくということでお願いしたいと思います。さきの評定点の区分件数を見ますと、Aランク——80点以上が2%、Bランク——75点から79点が20%、Cランク——65点から74点が76%との分類です。本来は全てAランクになるのが理想と考えます。例えば中間検査の時点でAランクを目指すためのどのような工夫がなされてきたのか伺います。さらに、検査課の中間検査の評価についてそれぞれの事業の発注局の工事監督を行う技術職員とどのように連携をとる仕組みとなっているのか伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 評定点を上げるための工夫や中間検査の評価についての御質問でございますが、中間検査は施工の節目において実施し、当該工事の適正な施工、工事に関する技術水準の向上などを目指して行われるものでございます。具体的には、施工に先立ち提出されます施工計画書の内容、工事関係書類の整理方法、また施工が計画書どおりに行われているかの確認及び品質向上のための施工方法の指導などを行っております。これらの事項につきまして、受注者のその後の施工及び工事監督に活用できるよう、書面等により監督員へ通知を行い、工事監督部署との連携を図っております。今後とも一層の連携強化に努めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 発注局と検査課との一層の連携を再度強く求めておきます。財政局検査課の月別検査件数の一覧を見ますと、検査件数にばらつきがあるわけですが、特に年度末の2月と3月に大変多くなっております。この時期は他局の専門職の職員を登録検査員として応援をいただくとのことであり、登録検査員も、そもそも原局において本来業務としての職務があるわけですが、人員応援体制に課題はないのか伺います。そもそも人材不足との意見も仄聞いたしますけれども、次世代育成の課題、技術伝承の課題とあわせて見解を伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 登録検査員についての御質問でございますが、工事完了検査につきましては年度末に集中することから、その繁忙期に合わせまして登録検査員として各局の職員を指名し、全庁的な応援体制により実施しているところでございます。平成28年度の実績といたしましては、2月から3月に実施した完成検査554件のうち205件を登録検査員により行ったところでございます。また、登録検査員については、本来業務に支障が出ないよう1人当たり1件から4件程度にとどめて、検査を実施しております。技術職の人材育成、技術の継承については大変重要であると考えておりますので、財政局人材育成計画におきましても、求められる力として適切な検査業務の推進能力を位置づけ、取り組んでいるところでございます。今後とも、技術職の人材育成に努め、適正な工事検査の実施や工事の品質確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 特に人材育成の視点と、どうも物理的に人材が足りないのではないかと、そういう感を強くいたしますので、今、財政局長がおっしゃった点をぜひしっかり取り組

みをお願いしたいと思います。これは引き続き、しっかりと推移を見ていきたいと思いません。工事成績評定書の情報開示について伺います。現在、請負工事成績評定については、工事案件名、請負事業者名及び評定点が開示されているだけです。この評定点に至った経緯が全くわからないわけであります。冒頭に申し上げた有馬第二団地の9号棟につきましても、工事成績の評定点が78点とわかるだけで、工事の詳細は、工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表など一切情報が開示されないため、わかりません。入居している住民が工事の実態や経過を確認するすべもないわけです。これは議会にとっても同様であります。決算認定を行う上で、成績の評価をする上での十分な情報が与えられないのはゆゆしき事態であると強く懸念するところであります。これは原則Aランクを目指すべき公費による公共工事であります。原則情報開示との原則に照らして運用の改善を求めたいと思いますが、見解を伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 工事成績評定書についての御質問でございますが、工事成績につきましては、案件名、受注者名、評定点について、かわさき情報プラザにおいて公開しておりますが、工事成績評定書につきましては、評価者の氏名や評価者ごとの評定点なども記載されていることから、情報公開条例第8条に規定する不開示情報に該当し、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開としているところでございますが、原則開示の考え方に照らし、部分開示について今後検討してまいります。なお、当該工事の受注者に対しましては、工事成績評定要領に基づき、求めに応じて、工事監督部署より、この評定点に至った経緯、今後の課題などを丁寧に説明、指導を行っております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今御答弁で、原則は開示をするのだ、その考え方に照らして部分開示については今後検討するというところでございましたので、期待をしてまいりたいと思っております。

今回、資料としてこの成績をつけるそれぞれの帳票を、スケルトンであります。いただきました。例えば考査項目別運用表、これは建築工事検査員ですから、財政局検査課の皆さんがやられるということだと思っております。その中にも出来形及びできばえというような項目があつて、きめ細かな施工がなされ、取り合いのおさまりや端部までの仕上がりがよいとか、材料、製品の割りつけや通り等がよく全体的なできばえが良好であるとか、それらの項目に全部チェックするようになっているわけです。だから、どなたが採点したかという固有名詞はなくてもいいわけですが、こういうものがわかれば、行政内部でどのようなチェックがなされているかということがわかるわけでありますから、あえて個人情報を探しているということではありませぬので、成績の中身、経過はどのようにつけられたのかということがなるべくわかるような情報開示をお願いしておきたいと思いません。これは引き続き機会を見てお願いをしたいと思いません。

次に参ります。財政局の資産運用のあり方について伺います。また、同じく有馬第二団地であります。有馬第二団地の一部建てかえの今回の機会を生かして、この住宅地内に福祉関連施設用地の確保を提案し、まちづくり局と財政局に御理解をいただきまして、約500平米の底地を確保することができたわけであります。有馬第二団地住宅施設における

福祉関連施設用地について、現在の状況について簡潔に伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 市有財産の活用についての御質問でございますが、有馬第二市営住宅地内の福祉関連施設用地につきましては、平成27年度に庁内で利活用意向の調査を行った結果、健康福祉局とこども未来局から利活用の希望がありましたことから、利活用が可能となる平成31年4月に向けて、候補となる施設の重要性や緊急性など総合的な観点から、導入施設の決定に向けて庁内調整を進めているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 それでは、私は特に団地等を見ていまして、地域の突出した高齢化の傾向から、地域包括支援センターなどもサービスの提供の質、量の確保で大変苦慮している現状をよく知っているわけであります。地域サービスに重点を置く小規模多機能施設等の設置を求める声が多くありますけれども、健康福祉局の考え方を担当部長に伺います。

◎関川真一 健康福祉局長寿社会部長 地域密着型サービスの整備についての御質問でございますが、本市におきましては、現在、第6期計画——かわさきいきいき長寿プランに基づき、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても川崎で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標に掲げ、高齢者の多様な居住環境の実現に向けた取り組みを進めております。平成28年度に実施した高齢者実態調査の結果からは、多くの高齢者の方々が、介護が必要になった場合でも家族に負担をかけずに自宅で暮らしたいと望まれていることから、在宅生活を支えていくための居宅サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、医療的ケアを加えた看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの拡充を進めていくことが大変重要であると考えております。地域密着型サービスの今後の整備につきましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり高齢化が一段と進む2025年を見据え、第7期計画——かわさきいきいき長寿プランにおいても引き続き推進してまいりたいと考えております。また、整備に当たっては、地域バランスを考慮しながら、これまでの民有地を活用した整備に加え、市有地の活用について関係局と調整を図り、検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 特に市有地の活用については、今まで前例がないということも含めて、ぜひ積極的な取り組みを健康福祉局のほうには期待しておきたいと思っております。公営住宅は高齢化が地域で突出している状態でありまして、たまたま有馬、東有馬の地域には公営住宅群が集中しているわけですね。公営住宅群の住民を対象とした地域密着型サービスのモデル地区、そのようなことも考えられるのかと思っておりますので、重ねて庁内での積極的な調整を期待し、これも推移を見てまいりたいと思っております。

済みません、先ほどの工事完了検査のところまで1点質問を飛ばしてしまいましたので、そこを触れさせていただきたいと思っております。これは会計室のほうに一連の流れの中で、検査確認について伺っておきたいと思っております。先日の分科会でも業務委託の履行確認のあり方において指摘をいたしました。公金を支出する会計室において、工事検査を初めとする

業務委託を含めた検査確認の重要性とそのあり方について、職員へ改善を促す意味で周知徹底を図れないのか、会計室担当部長に伺います。

◎鈴木猛 会計室担当部長・審査課長事務取扱 検査確認の重要性の周知についての御質問でございますが、会計室では、債権者への支払い時において、予算執行課から送付される支出命令書、請求書、契約書、検査確認書等の書類審査を行っています。業務委託を含めた検査確認につきましては、契約の適正な履行を確保する上で重要な手続であることから、会計事務に係る各種研修や庁内向け情報誌の会計事務ニュースレターなどを通じて、検査確認が形骸化することなく厳正に行われるよう職員へさらなる周知徹底を図ってまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今御答弁いただきました検査確認が形骸化することなく厳正に行われる、これがとにかくポイントのポイントでございますから、さらなる周知徹底を会計室のほうにもお願いしておきたいと思えます。

それでは最後の質問ですが、入札契約制度改革に関連して、Gマークの適用について伺いたしたいと思います。Gマークといいますのは、法令遵守など輸送の安全性や社員への福利厚生などへの取り組みに力を入れている優良トラック事業者が、安全性優良事業所と認定されると表示が許されるマークのことです。この事業者を、市発注の引越し業務などの委託事業や、市と直接契約関係のない下請や委託契約などの請負運送とさせることを入札要件とするなど、事業者選定の一つの手法とすることはできないのか、以前にも指摘をしてまいりましたが、この間の経過も含め伺います。

◎唐仁原晃 財政局長 安全性優良事業所認定制度の入札への活用についての御質問でございますが、法令遵守など輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる安全性優良事業所に認定されました本市登録事業者は、本年8月現在で15者、うち市内登録事業者は4者にとどまっている状況でございます。本認定制度の入札における活用につきましては、現状では参加者が限定されるなど、公正な入札の確保に課題があるものと考えております。しかしながら、本認定制度は、より安全性の高い運送事業者を選定するための一つの指標にもなり得ると考えられますので、今後も引き続き、安全性優良事業所認定事業者の登録状況を注視するとともに、他の地域貢献の取り組みと合わせた評価項目の設定の可否も含め、競争性、公正性を確保した入札参加条件の設定につきまして研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 改めていろいろ調査研究もしていただきたいと思うのですが、ただ、実際問題、各局の契約の中での運送等の業務というのが既にされているわけですから、そういうところでも何らかのGマークのインセンティブができないかどうか、実態もしっかり把握していただいて、ぜひ研究をしていただくようお願いしたいと思います。終わります。